

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 15 日現在

機関番号：32665

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26285102

研究課題名(和文) 国際統合報告フレームワークの形成と制度化に関する研究

研究課題名(英文) IIRC International Integrated Reporting Framework and Integrated Reports

研究代表者

古庄 修 (FURUSHO, Osamu)

日本大学・経済学部・教授

研究者番号：90219113

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 9,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、国際統合報告評議会(IIRC)が2013年12月に公表した「国際統合報告フレームワーク」の設定をめぐる議論を踏まえて、当該フレームワークにおいて提起される統合的思考の含意を理論的に検討するとともに、その発展過程において多様な統合報告書が出現していることから、その制度化をめぐる経路依存的な各法域における動向調査と国際的な開示事例の分析を基礎として、各論の考察を展開した。

本研究における最も重要な研究課題は、財務情報と非財務情報を統合する新たなレポーティングの枠組みの理論的解明にあり、統合報告の制度化をめぐる先行事例を調査・分析し、日本における体系化のための基本的課題を明らかにした。

研究成果の概要(英文)：The theme of this research is to examine various subjects on IIRC Integrated Reporting Framework and Integrated Report from several viewpoints, such as difference from conceptual framework for financial reporting, business model and risk disclosure, implication of intellectual capital, human capital and natural capital as well as financial capital, a problem of materiality concepts between IIRC Framework and GRI Guideline, external assurance with the process of shaping integrated reporting and new trend of disclosure regulations of individual jurisdictions and clarification of the actual conditions and classification of common characteristics according to type. As a point of comparison in examining conditions in Japan, this research highlights attention paid to problems concerning the formation of a new integrated reporting superstructure and in which financial and non-financial reporting are systematically integrated to the extent possible.

研究分野：会計学

キーワード：統合報告 財務報告 概念フレームワーク IIRC SASB CSR ESG 戦略報告書

1. 研究開始当初の背景

企業報告 (Corporate Reporting) の新たな潮流として、統合報告 (Integrated Reporting) をめぐる国際的動向にいま注目が集まり始めている。統合報告は、グローバルな事業活動を展開する企業に統合的思考 (integrated thinking) に基づき価値創造プロセスの開示を通じて企業の競争優位性の確保を関連づける点で、従前のビジネスモデルや戦略の見直しを迫る等、経営者の認識と企業行動に変革をもたらすことを強調する。

本研究グループは、国際統合報告評議会 (International Integrated Reporting Council、以下 IIRC という) が 2013 年 12 月に公表した「国際統合報告フレームワーク」(*The International IR Framework*、以下「フレームワーク」という) の形成をめぐる議論をふまえて、その制度化をめぐる経路依存的な各法域における動向調査と当該開示に係るベスト・プラクティス事例の分析を基礎として各論の考察を目指した。

2. 研究の目的

本研究グループにおいて共通認識をもって取り組んだ最も重要な研究課題は、財務情報と非財務情報とを統合する新たなレポーティングの枠組みの理論的解明にある。すなわち、本研究においては、統合報告と財務報告は概念フレームワークを共有しうるのかという観点から、その境界問題および両者の関係の在り方を考察するとともに、統合報告の制度化、慣習や規範を含む一定の知識やルールが社会的に共有されるプロセスと広義に捉えているの経路依存性と先行事例の調査・分析を整理し、かかる成果に基づき、統合報告と関係した財務報告に係るフレームワークを構想し、体系化する際の基本的な課題を明らかにすることを目的とした。

統合報告の形成過程は、各国において異なる制度化の経路において企業の自発的なフレームワークの準拠に委ねられた黎明期にあるため、その行方は必ずしも明確ではなく、いくつかの論点があることを指摘しうる。

第一に、統合報告が主たる利用者として想定

するのは誰であるべきか。統合報告が提唱された背景には、金融資本市場における短期主義を理由のひとつとした世界的な金融危機、ならびに地球環境問題の顕在化が挙げられ、あくまでも財務資本の提供者が利用者として想定されている。その意味で統合報告が、環境・社会・コーポレート・ガバナンスに係る情報 (ESG 情報) のような非財務情報の開示を強調することをもって、直ちに広範な利害関係者を対象とするという理解は現時点において必ずしも適切ではない。しかしながら、将来的には、IIRC が利用者の想定範囲を広く利害関係者にまで拡張する可能性があることも決して否定できない。

第二に、統合報告は紙媒体の 1 冊の報告書を連想させるいわゆるワンレポート (One Report) と同義ではない点である。サイロ思考と対比される統合的思考は、短、中、長期において価値を創造し維持する組織の能力に重要な影響を与える様々な要素間の結合性を重視するアプローチを基礎とする。しかし、IIRC は、長期的なビジョンの下で、原則主義に基づき、基本原則および開示が期待される内容要素のみを示し、統合報告書 (Integrated Report) の様式自体を明示することを意図していない。

第三に、IIRC は、2011 年 9 月に公表した討議文書においては、二分法ないし二項対立的な議論を前提として統合報告の長所を位置づけた。伝統的なレポーティング・モデルが、財務的な資本の受託責任に基づき、その焦点が過去志向かつ財務的側面を中心として短期的な時間軸であること、さらに開示の範囲が限定されることから相対的に信頼性に欠け、規則による制約が強いこと、複雑で簡潔性に欠けること等を IIRC は指摘し、その論調は一貫して批判的である。

だが、統合報告はこれまでの財務報告制度に代わる新たなレポーティングの制度の形成につながるのか。伝統的なレポーティング・モデルの不足や限界に係る問題提起について、財務報告制度をふまえた検討がなければ、統合報告における統合の意味は、「統合的報告」にとどまり

不明確なものになるため、統合報告と財務報告の連係に基づくレポートに依る制度的枠組みを構想する際の基本的な課題を明らかにすることを課題とした。

3. 研究の方法

本研究においては、財務報告制度の現在に統合報告を論じる際の基本的な課題がすでに顕在化しているとの基本認識に立ち、「統合財務報告制度」への展開を見据えて、相互に関連する次の二つの諸問題の検討に取り組んだ。

国際統合報告フレームワークにおける基礎概念、基本原則及び内容要素を財務報告に係る概念フレームワークを念頭に検討し、統合報告の基底にある基本思考を説明する

統合報告の体系化に向けた実務上の課題を抽出することを狙いとして、統合報告の制度化に係る経路依存性および黎明期にある統合報告のとりわけ海外における開示実務に係る先行事例の分析を行う

このように本研究は、第一に統合報告と財務報告とは概念フレームワークを共有しうるのかという観点から、両者の境界問題を検討するために、統合報告において想定される利用者、統合報告の目的ないし機能、報告境界および業績測定等に係る概念フレームワークの同質性と異質性に着目して考察した。また、かかる観点から「フレームワーク」の特徴と課題を検討した。

第二に、統合報告の制度化については多様な側面が見受けられることから、本研究では英国、米国および東南アジア諸国（シンガポール・マレーシア・インド）の動向調査を行うとともに、知的資産経営研究学会における IIRC のパイロットプログラム参加企業に対するアンケート調査と連係して、統合報告書の作成パターンを類型化し、統合報告の現在を説明した。

第三に、CSR 報告ないしサステナビリティ報告の観点からの統合報告における非財務情報の開示問題に対する接近、および統合報告の信頼性をめぐる保証問題についてはそれぞれ独立した章を配置した。

4. 研究成果

(1)「国際統合報告フレームワーク」の公表と統合報告実務の展開

統合報告の提唱主体である IIRC が開発した「フレームワーク」の公表経緯とその主な特徴を振り返るとともに、今後の統合報告の発展に向けた諸課題を提起した。当該課題として、実務から醸成される企業報告に係るイノベーションの進展に向けた取り組み、企業会計の領域と同様に、財務諸表外情報を含む企業報告の領域においても共有されるべき一定の規範の形成とこれを普及する必要性、わが国において制度開示と自主開示が分断されている現状に起因する企業報告制度と実務の歪さに対して、その関係性に係る横断的な調査と分析を基礎とした、抜本的な制度的対応の必要性等を指摘した。

(2)財務報告と統合報告の概念フレームワークの同質性と異質性

財務報告と統合報告は、ともに投資者に対する情報提供を目的とする。また、広義の受託責任概念によって両者のフレームワークを一体として考えることができる。統合報告の報告境界は、財務報告主体を価値創造主体と捉え、重要性決定プロセスによって、操作的（operational）に決定される。情報の質的特性では、財務報告は投資者の視点による客観主義、統合報告は経営者目線の主観主義と対比することができる。統合報告は、投資者のエンゲージメントが求められるとはいえ、経営者の観点から経営プロセスに従って作成される。他方、財務報告は専ら投資者の情報要求を拠り所としてきたが、近年、「エンティティの観点」が反映される傾向がある。将来において、財務報告と統合報告が、企業ないし経営者の観点をさらに共有すれば、より両者の一体感が増し、両者の関連に関する理解可能性も高められることになることを主張した。

また、特に財務業績を中心に、その関係等を検討した。IASB の概念フレームワークは現在も改訂作業が進行中であり、ここでは 2015 年 5 月に公表された公開草案までの検討の経緯もそ

の対象としている。

財務報告と統合報告の目的には異なる側面があるため、業績ないし財務業績の意義は同一ではない。財務報告における財務業績については、統合報告にいう財務資本、価値創造という概念を通じて同質性が認められた。しかし、そもそも財務報告では統合報告にみられる長期的な時間軸を重視しているとは認められないため、その点に異質性が認められる。財務業績の測定に大きく影響するIASBの概念フレームワークの測定に関する改訂プロジェクトの検討経緯は、単一測定システムから複数測定システムないしホリスティック観へと変化がみられたが、かかる動向は、ある意味で統合報告と軌を一にするものと解釈しうるものであった。

(3)「国際統合報告フレームワーク」の考察

1) 統合報告とビジネスモデル開示

ビジネスモデル開示は、持続可能な企業価値の創造に係るプロセスにおいて、目標 - 戦略 - 業績 - 将来見通しの首尾一貫した説明を確保するためのいわばプラットフォームとして位置づけられる。ナラティブ報告においてビジネスモデルの開示実態はこれまで低い水準にとどまってきたため、国際的な合意形成を経て統一されたビジネスモデルの定義および開示に係るガイドダンス等を形成する必要性を提起した。

2) 統合報告の構築とリスク開示の在り方

リスク情報の開示をめぐる課題を解明するために、まず、意思決定理論と信頼理論に基づいて開示すべきリスク情報の内容と範囲を整理し、これらの情報の開示は、公表されたIIRCの「フレームワーク」においてどの程度要求されているかを確かめた。また、リスク情報の質について、財務報告と異なる特性、すなわち戦略的焦点と将来志向、ステークホルダーの関与と持続的発展性の文脈、信頼性に関する基準、また情報伝達の有効性基準について分析した。さらにリスク情報の決定における重要性基準と不確実性の許容範囲を議論し、様々な視点からリスク開示パターンの実例を挙げながら説明した。

3) 統合報告と知的資本

これまでの知的資本レポートでは、従来の資本概念（財務資本と製造資本）を拡張して知的資本概念が措定され、それは企業の経済的価値創造の源泉として説明されてきた。そしてレポートの形式についても、とくに日欧では財務報告書を補完するものとして単一の報告書形式で開示されてきた。これに対して統合報告では、資本は価値の蓄積であるとさらに概念拡張され、知的資本は自然資本などとともに企業内部の経済的価値だけでなく外部に対する社会的価値にも影響を与えるものとして把握されている。またレポートについても、「統合思考」をもとに他の資本との相互関係をも考慮したかたちで知的資本の動態は開示される。統合報告による知的資本の開示の在り方について、その展望と課題を考察した。

4) 統合報告と人的資本

IIRCの「フレームワーク」によれば、企業が人的資本をどのように位置づけ、報告するかは、企業に委ねられている。統合報告は萌芽期から普及期にあり、人的資本を体系的に開示する場合には、何らかのフレームワークやベスト・プラクティスを参照することが効果的である。

そこで、まず、英国人材開発協会(CIPD)が2014年に公表した「人材価値のマネジメント 人的資本測定のための新フレームワーク」に依拠して、人材評価フレームワークを解説した。つぎに、英国年金基金協会(NAPF)が2015年に公表し報告書は、労働力の構成、労働力の安定性、労働力のスキルおよび能力、従業員のモチベーションを開示すべきとの提案を行っており、～に対応するコアとなる測定値と補助的な測定値を示している。かかる観点からベスト・プラクティス企業の人的資本報告書の特徴を明らかにした。

5) 統合報告と自然資本等

近年における自然資本金をめぐり国際的動向やビジネスへの適用可能性を整理・検討したうえで、自然資本金と統合報告との接合可能

性を考察した。そこでは、市民（消費者）を生成基盤とする NGO 等からの社会的圧力を基礎に、持続的企業価値を志向する機関投資家等の市場規律を通じて、企業（経営者）が社会的正当化要求に沿って規律づけられる開示の論理に立脚しつつ、統合報告の外延をさらに広げる形で、自然資本等の外部性マネジメントに係る定量的・定性的記述の拡充可能性を論じた。

6) 統合報告と重要性（マテリアリティ）

重要性（materiality）概念について、「フレームワーク」では、「統合報告書は、組織の短中、長期の価値創造能力に実質的な影響（substantively affect）を与える事象に関する情報を開示する。」と定義されている。一方、GRI に従えば、「組織が経済、環境、社会に与える著しい影響を反映している、またはステークホルダーの評価や意思決定に実質的な影響を与える。」と定義されている。IIRC が組織の対内的な価値創造能力への影響を重視するのに対して、GRI は組織活動による対外的な影響を重視している。したがって、IIRC と GRI は同じ「重要性」概念を用いながらその内容は異なっており、両者の情報内容も異なりうる。

統合報告においてどのような情報を開示するかはすべて経営者の判断に委ねられている。具体的事例を読み解く作業を積み重ねることにより、組織が何を戦略的要因として重要と捉えているかの共通部分が明らかになる可能性がある。

(4) 統合報告書の信頼性と監査・保証業務

統合報告書はまだ多くの国で任意開示が模索されている段階に過ぎないが、仮に非財務情報が財務報告の一環で統合開示され監査の対象とされる場合には、財務諸表の理解を補う情報が提供されているかとの観点から財務諸表情報との関連性や説明性を主眼に据えることにより、全体としての財務報告の適正表示に関する意見表明を行うことが現実的と考えられる。一方、例えば任意開示の統合報告において、財務諸表情報とは独立して非財務情報自体の信頼性を保証しようとする場合には、非財務情報について完

全性ないし網羅性の命題設定は困難となる。そこで公認会計士等が信頼性付与に関与できるのは、適切な準拠基準に基づいて作成された数値の合理的保証等や、非財務情報の作成プロセスに着目した限定的保証に止まり、情報内容の妥当性に踏み込み形での積極的形式による結論の表明は、現実的には困難と考えられる。

(5) 統合報告の制度化をめぐる国際的動向

英国、米国、および東南アジア諸国としてシンガポールとマレーシアにおける統合報告の制度化について経路依存性に基づく分析を行った。

また、IIRC のパイロットプログラム参加企業のなかから、ベスト・プラクティス企業 20 社を取り上げ、詳細な事例研究を実施した。現在、欧州企業を中心として統合報告への取り組みが普及しつつあるが、IIRC の「フレームワーク」に準拠しても、報告企業（経営者）の裁量によって報告書の作成方法や記載事項に大きなバラツキが生じていることを見出した。このため、「何を何処まで記載すれば統合報告書と呼べるのか」が曖昧になっており、改善に向けた取り組みが必要になっている。また、統合報告の信頼性保証に対する考え方が企業間で異なっていることも問題である。当該事例研究は、20 社の統合報告書の作成方法を六つの類型（A 型：アニュアル・レポート活用型、B 型：サステナビリティ報告書活用型、C 型：アニュアル・レポートとサステナビリティ報告書の結合型、D 型：独立型。報告書のタイトルが Annual Integrated Report 等、E 型：独立型。報告書のタイトルが Annual Review 等、および F 型：Web・動画活用型）に整理し、統合報告書の記載事項と情報量、および信頼性保証に見られるバラツキの程度を把握することを通して、統合報告の現状と課題を明らかにした。

(6) 「統合財務報告制度」形成の課題

財務報告制度の形成の観点から財務情報と非財務情報を統合する新たな企業報告のフレームワークの解明に向けた思考の枠組みとして、「統合財務報告制度」の形成に係る考え方を概説す

るとともに、「フレームワーク」の適用に係る「comply or explain」アプローチの在り方について言及し、「統合報告」と「統合的報告」を区別しながら基本的な課題を整理した。

<引用文献>

国際会計研究学会研究グループ(主査 古庄修)、『国際統合報告フレームワークの形成と課題 平成 27 年度最終報告書』2015 年

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 5 件)

村田英治、財務会計における経営者の観点、
会計、査読無、191 巻 1 号、2017、105 - 116

古庄 修、代替的業績指標の統合報告、会計、
査読無、190 巻 3 号、2016、39 - 53

古庄 修、統合報告における原則主義の適用と
comply or explain アプローチの課題、産業経理、
査読無、76 巻 2 号、2016、62 - 73

戸田統久、統合報告における資本概念に関する一考察 知的資本を中心として、産業経理、
査読無、76 巻 3 号、2016、122 - 135

越智信仁、統合報告書の拡張可能性と信頼性
外部性のリスクマネジメント、企業研究、
査読無、29 巻、2016、41 - 62

〔図書〕(計 3 件)

国際会計研究学会研究グループ(主査 古庄修 他)、国際統合報告フレームワークの形成と課題 平成 27 年度最終報告書、2015、209
古賀智敏 他、税務経理協会、統合報告革命
ベスト・プラクティス企業の事例分析、
2015、385

越智信仁、日本評論社、持続可能性とイノベーションの統合報告、2015、293

6. 研究組織

(1) 研究代表者

古庄 修(FURUSHO, Osamu)

日本大学・経済学部・教授

研究者番号：90219113

(2) 研究分担者

沖野 光二(OKINO, Koji)

兵庫大学・教養学部・准教授

研究者番号：00319906

平賀 正剛(HIRAGA, Masataka)

愛知学院大学・経営学部・教授

研究者番号：00329070

姚 俊(YOU, Shu)

明治大学・商学部・講師

研究者番号：00610932

菊谷 正人(KIKUYA, Masato)

法政大学・経営学研究科・教授

研究者番号：10132101

向山 敦夫(MUKOYAMA, Atsuo)

大阪市立大学・経営学研究科・教授

研究者番号：50200241

中村 信男(NAKAMURA, Nobuo)

早稲田大学・商学部・教授

研究者番号：60267424

古賀 智敏(KOGA, Chitoshi)

東海学園大学・経営学部・教授

研究者番号：70153509

戸田 統久(TODA, Motohisa)

近畿大学・経営学部・准教授

研究者番号：70550052

越智 信仁(OCHI, Nobuhito)

尚美学園大学・総合政策学部・教授

研究者番号：70758771

池田 公司(IKEDA, Koji)

甲南大学・経営学部・教授

研究者番号：80202886

村田 英治(MURATA, Eiji)

日本大学・商学部・教授

研究者番号：90210038

田代 樹彦(TASHIRO, Tatsuhiko)

名城大学・経営学部・教授

研究者番号：90268061

島永 和幸(SIMANAGA, Kazuyuki)

神戸学院大学・経営学部・純教授

研究者番号：90362821

(3) 研究協力者

森 洋一(MORI, Yoichi)

公認会計士・IIRC Framework Panel